平成２７年（フ）第１３１号
岐阜県各務原市緑苑南３丁目84番地
債務者　今井　　彩
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　和人
4　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３４３号
広島県東広島市西条町吉行1435番地５、住民票上の住所広島県東広島市西条上市町１番29―504号　シティハウス上市
債務者　池尻　　洋
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡木　健志
4　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８４号
広島市安佐南区長束西２丁目33番４―614号
債務者　田邊　伸治
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2012番地１
債務者　三木　　茂
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第２０号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2013番地３
債務者　三木　武史
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第６３号
香川県坂出市久米町１丁目13番17号フォブールＭＯＷ203号
債務者　田中　秀昌
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３９９号
兵庫県三木市さつき台２丁目１番２号、住民票上の住所兵庫県三木市志染町青山４丁目11番地の17
債務者　次家　敏彦
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４００号
兵庫県三木市さつき台２丁目１番２号、住民票上の住所兵庫県三木市志染町青山４丁目11番地の17
債務者　次家　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２１号
仙台市太白区中田２丁目７番45号
債務者　小野寺幸子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　賀章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
仙台市若林区伊在字南通７番地　仮設住宅４号棟１
債務者　後藤　勝則
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　薫徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前11時55分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
秋田県由利本荘市岩谷町字日渡167番地
債務者　髙橋喜一郎
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　重剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２８５号
大阪府泉南市樽井６丁目20番２―507号
債務者　東　けい子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
兵庫県伊丹市瑞ケ丘１丁目19番地　久保ハイツ２階北号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘５丁目23番地４
債務者　岸本　友紀
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
堺市堺区戎之町東５丁２番13号、前住所大阪府岸和田市上町34番26―401号
債務者　川嵜富己雄
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
神戸市長田区池田塩町23番地の71
債務者　プチフローレベビーこと　友田　量子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部